

京都府農業法人経営者会議規約

平成 9年2月 5日	制定
平成 13年7月 5日	改正
平成 16年7月 28日	改正
平成 18年7月 13日	改正
平成 23年6月 24日	改正
平成 25年6月 28日	改正
令和 元年6月 25日	改正

(目的)

第一条 この会は、京都府内の農業法人が直面している諸課題を解決していくため、農業法人経営を行っている者が自主的に集結し、会員相互の連携を基礎に、法人経営の安定と革新を期し、併せて地域農業の活性化と誇りをもって就農する担い手・人材の育成に資していくことを目的とする。

(名称)

第二条 この会は、京都府農業法人経営者会議と称する。

(事務局)

第三条 この会の事務局は、京都市上京区・京都府庁西別館の京都府農業会議内に置く。

(事業)

第四条 この会は、第一条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流と情報の交換。
- (2) 経営管理能力向上・発展のためのセミナーや研究会の開催。
- (3) あらたな商品開発や流通チャンネルを開拓するための異業種ならびに消費者等との交流・交換会の開催。
- (4) 新しい情報の発信。
- (5) 経営コンサルティングの斡旋。
- (6) 京都府や市町村への政策要請。
- (7) (社)日本農業法人協会京都府支部としての活動。
- (8) その他目的達成に必要な事項。

(会員、賛助会員の資格)

第五条 この会の会員は、京都府内にあって、別に定める要件を満たす農業法人で、第一条の目的に賛同し、役員会の承認を受けた者とする。
(別紙-1)

- 2 この会の賛助会員は、第1項以外の者で、第一条の目的に賛同し、役員会の承認を受けた者とする。
- 3 この会の会員は、原則として(社)日本農業法人協会の会員とする。

(準会員)

第六条 第一条の目的に賛同する者で、会員の推薦を経て、役員会の承認を受けた者をこの会の準会員とする。

2 準会員についての細部は別途に定める。(別紙一2)

(会 計)

第七条 この会の経費は、入会金、年会費、賛助会費、寄付金、その他の収入をもってある。

2 この会の入会金、年会費、賛助会費等の額および支払方法については、別に定めることとする。(別紙一3)
3 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

(総 会)

第八条 総会は、毎年定期に開催するほか、必要なときには臨時に開催することができる。

2 総会は会長が招集する。
3 総会の議長は会長がつとめる。
4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。
5 次の事項は、総会の議決または承認を要する。
(1) 規約の変更
(2) 事業計画、収支予算の決定
(3) 事業報告、収支決算の承認
(4) 入会金ならびに会費の額と徴収の時期・方法の決定

(部会等)

第九条 この会の活動を円滑に推進するため、必要に応じて部会等を設置することができる。

2 部会等の設置は、役員会で決定する。

(役 員)

第十条 この会の役員を、次のとおり定める。

(1) この会に次の役員を置く。
理 事 若干名
監 事 2名
(2) 役員は会員の中から総会で選出し、任期は2年とする。
ただし、再任は妨げない。
(3) 役員は会長1名および監事2名を互選するものとする。
(4) 副会長は4名とし、会長が任命する。
(5) 会長は、会の業務を総括し会を代表する。
(6) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。
(7) 監事は、この会の会計を監査する。
(8) この会の役員は、(社)日本農業法人協会にあっては「会長および副会長」を支部長および副支部長に読み替えるものとする。

(顧問)

第十一條 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長及び副会長の経験者の中から、役員会の審議をへて選任するものとする。
- 3 顧問は、役員会に出席して意見を述べると共に、組織発展のため協力する。

(役員会)

第十二条 役員会は、会の運営に必要な事項を審議する。

- 2 役員会の招集は、会長が行う。

(資格の消滅)

第十三条 この会の名譽を著しく傷つけ、あるいは会の目的に反する行為をした者は、役員会に諮り除名することができる。

- 2 会費を1年以上滞納した者は、脱退と、みなす。

(全国組織)

第十四条 この会は、(社)日本農業法人協会の京都府支部として運営する。

(附則)

- 1 この規約は、平成9年2月5日から施行する。
- 2 この規約は、平成13年7月5日に改正する。
- 3 この規約は、平成16年7月28日に改正する。
- 4 この規約は、平成18年7月13日に改正する。
- 5 この規約は、平成23年6月24日に改正する。
- 6 この規約は、平成25年6月28日に改正する。
- 7 この規約は、令和元年6月25日に改正する。
- 8 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会で定める。

第五条 (会員) の要件

京都府農業法人経営者会議規約にもとづく会員資格の要件基準は次による。

1) 判定の時点とその取扱い

- ① 会員資格の適否の判断は、定款等の形式要件によることなく、入会申込み時における法人経営の実態を基礎とする。

2) 所在地の範囲

- ① 農業法人の本店（部）が京都府外に在っても、支店（部）が府内にある場合には、府内に存すると解する。

3) 農業法人の範域

- ① 農業法人は、農業生産過程を自ら有すること。
ア. その場合、農業生産過程を有する度合いについては、少なくとも、その法人の生産物（商品）のうち、自己生産物が過半を占めるものであること。
イ. 但し、その法人自体は農業生産過程を有せずとも、その構成員の一部または全部が生産部門を個別に担当している場合には、この限りでない。
② 農業法人は、農業ないしは法人経営に常時従事するものが、役員の過半を占めるものあること。

4) その後の変化

- ① 入会時には、2)～3)の条件を満たすも、その後に経営内容の実態変化をきたし、資格条件に触れる事態が生じたときには、その段階で役員会において処理する。

第六条（準会員）の要件等

1) 加入判定基準

京都府内に在住するもので、一定の経営水準にあり、近く（3年以内目途）法人化の計画を有している者であること。

2) 準会員の権限

- ① 準会員は、原則として、本会が実施するすべての催しに、会員と同様の条件で参加することができる。
- ② 但し、総会における決定権は有しないこととする。

3) 入会金及び会費

- ① 入会金は不要とする。
- ② 会費は、1人あたり年25,000円とする。

4) 会費の納入時期と支払方法

会費は、毎年度、事務局より指定した時期に振り込みにより納入する。

*振込先 京都銀行府庁店 口座番号 112950

口座名義 京都府農業法人経営者会議

会長 村田 正己

第七条（会費）の金額

京都府農業法人経営者会議規約に基づく会費等の金額を、次のとおり定める

1) 入会金

この会の入会金は一時金とし、1法人（1人）につき、10,000円とする。

2) 会費

この会の会費は、1法人（1人）につき、年50,000円とする。

3) 賛助会費

この会の賛助会費は、年50,000円とする。

4) 会費の納入時期と支払方法

会費は、毎年度、事務局より指定した時期に振り込みにより納入する。

*振込先 京都銀行府庁店 口座番号 112950
口座名義 京都府農業法人経営者会議
会長 村田 正己

5) 2) の補足と運用

- ①この会の会費で1法人につき50,000円は、うち30,000円を（社）日本法人協会の会費として上納する。うち20,000円は、本会の運営費とする。
- ②ただし、本会の会員であって（社）日本法人協会の会員でない者については、年会費25,000円とし、その全額を本会の運営費とする。